# 令和元年第3回玄海町議会定例会会議録

招集年月日	令和元年9月9日(月曜日)													
招集場所	玄 海 町 議 会 議 場													
開閉会日時	開議	令和	1元年9月20日午前10時00分					寺00分	議長	Ė	上目	日利	治	君
及び宣告	閉会	令和	元年	∄ 20 目	日午前10時14分		議長	Ė	上目	日利	治	君		
応 (不応) 招議	議席	<u>.</u>			名	出	席	議席	氏			名	出	席
員及び出席並び	番号	7		'和		等の	別	番号	1		· 和 		等の別	
に欠席議員	1 /	, Щ	善	照	君	C	)	2	H L	复	寛 敏	君		
〇 出 席	3 虐	了崎	吉	輝	君	C	)	4	井上	Ī	E 且	君		
× 欠 席 × 不応招	5 池	1 田	道	夫	君	C	)	6	5	<b>T</b>	番			
出席9名	7   友	王 田	国	弘	君	C	)	8	中山	В	召 和	君		
欠 席 0名	9 岩	十下	孝	嗣	君	C	)	10	上田	禾	刊 治	君		
会議録署名議員	2番山口寛敏							3	番	宮	﨑	吉 戕	軍君	i I
Itle I and a NA NA deba	町 長		脇	Щ	伸え	太郎 君		副	町 長	西	Í	並	也	君
地方自治法第	教育	長	中	島	安	行	君	総務	課 長	山	邊	健	仁	君
121条第 1 項に より説明のため 住民福祉		果長	加	1 納 晴		美	君	会計管理者兼税務課長		爿	上	新	吾	君
		果長	長 中 山		s	み	君	保健介護課長		Ц	1 口	善	正	君
出席した者の職	産業振興		日	高 大		助	君	まちづくり課長		中	т Д	昇	洋	君
氏名	生活環境課長		鈴	木	博	之	君	教育	課長	中	中村	大	造	君
職務のために議														
場に出席した者	事務局長		脇	脇山		和	彦	議会事	孫局主査		松	本	辰	範
の氏名														

#### 令和元年第3回玄海町議会定例会議事日程(第3号)

令和元年9月20日 午前10時開議

- 日程1 議案第39号 玄海町空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例の制定 について
  - 議案第40号 玄海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
  - 議案第41号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 について
  - 議案第42号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第43号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい て
  - 議案第44号 玄海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第45号 令和元年度玄海町一般会計補正予算 (第4号)
  - 議案第46号 令和元年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第47号 令和元年度玄海町介護保険特別会計補正予算(第2号)
  - 議案第48号 令和元年度玄海町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
  - 議案第49号 令和元年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程 2 議案第50号 平成30年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第51号 平成30年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
  - 議案第52号 平成30年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい て
  - 議案第53号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 議案第54号 平成30年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について
  - 議案第55号 平成30年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に ついて

- 日程3 議第1号議案 玄海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程4 図書館建設特別委員会の設置について

# 午前10時 開議

#### 〇議長(上田利治君)

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に委員会提案の議案が1件送付されておりますので、職員に朗読させます。

# 〇議会事務局長 (脇山和彦君)

〔朗読省略〕

#### 〇議長(上田利治君)

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 議案第39号 玄海町空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例 の制定について

> 議案第40号 玄海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す る条例の制定について

> 議案第41号 玄海町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について

議案第42号 玄海町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 玄海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に ついて

議案第45号 令和元年度玄海町一般会計補正予算 (第4号)

議案第46号 令和元年度玄海町国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)

議案第47号 令和元年度玄海町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第48号 令和元年度玄海町下水道事業特別会計補正予算(第1号) 議案第49号 令和元年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

#### 〇議長(上田利治君)

日程1. 議案第39号 玄海町空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例の制定についてから議案第49号 令和元年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの以上11件を一括議題といたします。

本件につきましては、9月9日の本会議において予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。予算特別委員長、中山昭和君。

#### 〇予算特別委員長 (中山昭和君)

御報告いたします。

9月9日の本会議において予算特別委員会に付託を受けておりました議案第39号 玄海町空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例の制定についてから議案第49号 令和元年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの以上11件につきましては、慎重審議の結果、全員一致をもって可決されましたので、ここに御報告申し上げます。

#### 〇議長(上田利治君)

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(上田利治君)

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(上田利治君)

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号 玄海町空家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例の制定についてから 議案第49号 令和元年度玄海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの以上11件 については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

#### 〇議長(上田利治君)

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程2 議案第50号 平成30年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第51号 平成30年度玄海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定について

議案第52号 平成30年度玄海町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

について

議案第53号 平成30年度玄海町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

議案第54号 平成30年度玄海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

の認定について

議案第55号 平成30年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の

認定について

#### 〇議長(上田利治君)

日程 2. 議案第50号 平成30年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第55号 平成30年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上 6 件を一括議題といたします。

本件につきましては、9月9日の本会議において決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。決算特別委員長、井上正旦君。

#### 〇決算特別委員長 (井上正旦君)

御報告いたします。

9月9日の本会議において決算特別委員会に付託を受けておりました議案第50号 平成30 年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第55号 平成30年度玄海町水道事 業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上6件につきましては、慎重審議の結 果、全員一致をもって可決及び認定されましたので、ここに御報告申し上げます。

#### 〇議長(上田利治君)

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

# 〇議長(上田利治君)

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### 〇議長(上田利治君)

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号 平成30年度玄海町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第55号 平成30年度玄海町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの以上6件については、原案のとおり可決及び認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

# 〇議長(上田利治君)

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

# 日程3 議第1号議案 玄海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて

#### 〇議長(上田利治君)

日程3. 議第1号議案 玄海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者であります議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、岩下孝嗣君。

# 〇議会運営委員長(岩下孝嗣君)

玄海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

去る8月28日開催の令和元年第3回玄海町議会臨時会におきまして、脇山町長より機構改革の一環として玄海町課設置条例の一部を改正する条例が提案されました。組織としては、防災安全課、企画商工課、農林水産課を新設し、税務課、住民福祉課、保健介護課の3課体制から住民課、健康福祉課の2課体制への再編でありました。

議会といたしましても、脇山町長の提案を真摯に受けとめ、慎重審議の結果、全会一致で 可決されたところでございます。このことに伴いまして、玄海町議会委員会条例も所要の改 正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、第2条、常任委員会の所管につきまして、総務文教常任委員会の所管、イの「財政企画課」を「防災安全課」、ウの「税務課」を「住民課」、また、 産業厚生常任委員会の所管、アの「産業振興課」を「農林水産課」、オの「住民福祉課」を 「健康福祉課」、カの「保健介護課」を「企画商工課」に改めるものでございます。

なお、この条例は玄海町課設置条例の一部を改正する条例同様、令和元年10月1日から施行することにいたしております。

どうか御審議の上、原案どおりの決定をいただきますようよろしくお願いいたします。

# 〇議長(上田利治君)

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(上田利治君)

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(上田利治君)

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議第1号議案 玄海町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のと おり決するに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

#### 〇議長(上田利治君)

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

# 日程4 図書館建設特別委員会の設置について

# 〇議長(上田利治君)

日程4.図書館建設特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、教育の充実政策の一環として、図書館新設のために去る5月27日に 玄海町図書館整備検討委員会を設置され、検討がなされているところでございます。

本町議会におきましても、この件については調査、研究する必要があると考えます。

そこで、お諮りいたします。この際、玄海町議会委員会条例第4条第1項及び同条第2項の規定により、全議員を委員として構成する図書館建設特別委員会を設置し、審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(上田利治君)

御異議なしと認めます。よって、図書館建設特別委員会は設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。図書館建設特別委員会の委員の選任については、玄海町議会委員会条例第5条第4項の規定により、1番小山善照君、2番山口寛敏君、3番宮﨑吉輝君、4番井上正旦君、5番池田道夫君、7番友田国弘君、8番中山昭和君、9番岩下孝嗣君、10番上田利治、以上9名を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(上田利治君)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の諸君を図書館建設特別 委員会委員に選任をすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本件につきましては、閉会中といえども、調査、研究が終了するまで 継続して審議することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### 〇議長(上田利治君)

御異議なしと認めます。よって、本件は閉会中といえども、調査、研究が終了するまで継続して審議することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

# 〇議長(上田利治君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで御報告いたします。

休憩中に開催されました図書館建設特別委員会におきまして、委員長及び副委員長の互選 が行われ、その結果の報告がございましたので、報告いたします。 図書館建設特別委員会委員長に宮崎吉輝君、副委員長に井上正旦君が互選されました。

以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和元 年第3回玄海町議会定例会はこれにて閉会いたします。

# 午前10時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員